

五、事業主委員選定方法

- 一、府縣別ニ各種事業主團體ニ於テ選出シタル者ノ中ヨリ地方長官ノ推薦ニ基キ政府之ヲ任命スルコト
- 二、委員數ハ府縣毎ニ一名乃至五名ノ範圍ニ於テ政府之ヲ定ムルコト
- 三、事業主委員ハ事業主又ハ事業主團體ノ役員ニ限ルコト

六、労働者委員選定方法

- 一、府縣別ニ工場法鑛業法及労働者災害扶助法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラル、労働者ノ選出シタル者ノ中ヨリ地方長官ノ推薦ニ基キ政府之ヲ任命スルコト
- 二、委員數ハ府縣別ニ前項ノ労働者數ニ應ジ一名乃至五名ノ範圍ニ於テ政府之ヲ定ムルコト
- 三、労働者委員ハ第一項ノ労働者又ハ労働者團體ノ役員ニ限ル

コト

以上要綱ヲ内容トスル全國産業労働會議ヲ速ニ設置セラレンコトヲ要請ス

以上